

質問回答

タジキスタン国プライマリ・ヘルスケアに係る情報収集・確認調査

(公示日:2020年1月29日/公示番号:19a00751)について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1.	第2 仕様書 3. 調査実施上の留意事項 (10)施設・機材整備の必要性の検討(p.17)	入札説明書に「施設・機材整備の必要性があれば、無償資金協力の可能性も含め協力案としてあわせて提示すること」と記載がありますが、業務従事者の構成(案)として示されている「プライマリ・ヘルスケア」「プライマリヘルスケア(非感染症疾患・栄養)」の分野の団員の専門性の範囲で、無償資金協力の協力案を検討する理解でよろしかったでしょうか。どの程度のレベル感の協力案を期待していらっしゃるのかをお教えてください。	本業務はあくまで技術協力案件の概要案を検討するための情報収集が主目的であり、技術協力案件の概要案とは別に無償資金協力の概要案の提示を求めるものではありません。提案される技術協力案の実施に際し施設・機材整備の必要があると想定される場合は、業務従事者の構成(案)として示されている分野の団員の専門性の範囲で、補足的に提案をお願いします。
2.	7-8頁 1-1. 落札者の決定方法 (2) 評価配点 (7頁) 「評価は100点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点80点、価格点20点とします。」 及び イ. 価格評価 (8頁) 「(価格点)=(予定価格-当該応札者の入札価格)/予定価格×(20点)ただし、当該応札者の入札価格が「予定価格の75%」を下回っている	価格点の計算式では、価格点は20点に達しうることではなく、価格点の満点は5点となるかと思えます。したがって、(2) 評価配点の部分の記載は、正しくは「評価は85点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点80点、価格点5点とします。」となりますでしょうか？	ダンピング排除対策として予定価格の75%以下の応札額を「予定価格の75%の応札額」として評価していること、また、予定価格を超えた応札を失格としていることから、実態として価格点が5点の範囲内で評価されているのはご認識のとおりです。80:20という表現は、これら制限をかける前の考え方として提示しています。

	<p>場合には、入札価格にかかわらず、一律、「予定価格の75%」の入札価格であったとして当該応札者の価格点を算出します。すなわち、この場合、当該応札者の価格点は「5.0点」となります。</p>		
3.	<p>21頁 (1)安全管理 ラマダンの影響に鑑み、2020年5月15日以降はラマダン明けまで現地渡航は避けることが望ましいため、2020年5月14日以前に現地調査を終えるよう調査計画を行うこととする。</p>	<p>現地調査期間中の安全管理の具体的内容について検討したく、ラマダン期間全体(4月23日～5月23日)ではなく、最後の1週間のみ現地渡航を避ける理由について、ご教示いただければ幸いです。</p>	<p>特にラマダン明けは公的機関が休みになることから、保健省との面談等の業務が困難であることが予想されます。ラマダン・イード期間中については各国で定める安全対策措置に留意の上、2020年5月14日以前に現地調査を終えるよう調査計画をお願いします。</p>

以上